

北海道立教育研究所運営懇談会開催要領

(平成28年 6 月23日 北海道立教育研究所長決定)

(平成29年 7 月 3 日 一部改正)

(令和 2 年 7 月28日 一部改正)

第1 目的

北海道立教育研究所（以下「研究所」という。）の事業の運営に関し、学識経験者等から意見聴取等を行い、研究所運営の参考に資するため、北海道立教育研究所運営懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

第2 議題

懇談会の議題は、次に掲げるものの中から、所長が開催の都度、決定する。

- (1) 運営方針・事業計画等について
- (2) 事業の実施状況について
- (3) 次年度の事業について
- (4) その他事業の運営に関し、必要な事項

第3 構成

懇談会は10名以内で構成し、構成員は次の各号に掲げる区分により、所長が選定する。

- (1) 市町村教育委員会の委員及び教育長 2名以内
- (2) 教職員 4名以内
- (3) 保護者 1名以内
- (4) 学識経験者 1名以内
- (5) その他、所長が必要と認める者 2名以内

第4 運営

- (1) 懇談会は、必要に応じて所長が招集し、主催する。
- (2) 懇談会に議事進行役として座長を置き、構成員の中から所長が指名する。

第5 その他

- (1) 懇談会の事務は、研究所において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。